

広島県告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、平成二十七年一月二十九日までの間、縦覧に供する。

平成二十七年一月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

吉田豊栄線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
安芸高田市吉田町国司字義恒二四番一地先から 安芸高田市吉田町国司字義恒一九番一地先まで			一三・〇〇 五五・六〇	二〇〇・〇〇	
	新		一三・〇〇 六四・八〇	二〇〇・〇〇	拡幅